

平成30年中の農地の賃借料について

(令和元年中の参考資料)

平成21年の農地法の改正に伴い、『標準小作料制度』が廃止となり、その代替措置として農業委員会を通じた小作契約の賃借料を公表するようになりました。

そこで、平成30年1月から同年12月までに小作契約のあった10a当りの賃借料につきましてお知らせします。なお、この金額はあくまでも目安としてお示しするものです。

(10a当り)

締結(公示) された地域名	田の部			畑の部		
	最高額	最低額	データ数	最高額	最低額	データ数
椎木	16,700円 (粳約90kg)	5,600円 (粳約30kg)	21件	16,000円	8,800円	12件
高城	16,700円 (粳約90kg)	7,200円 (粳約39g)	38件	10,000円	6,100円	11件
川原	9,700円 (粳約52kg)	4,600円 (粳約25g)	2件	10,000円	10,000円	参考なし (前年値)
石河内	10,000円 (粳55kg)	10,200円 (粳55kg)	参考なし (前年値)	10,200円	10,200円	参考なし (前年値)

※(宮崎県農業振興公社からの借地料は除く)

締結(公示) された地域名	ハウス施設の部		
	最高額	最低額	データ数
木城町全域	34,900円	19,900円	2件

※大字川原地区の畑と石河内地区は、平成30年中の小作契約がありませんので前年値の数値で示しています。

賃借料は、土地の耕作条件や作付けされる作物等のいろいろな要素で、その契約額が異なります。実際に決められる際には、貸手・借手の双方で話し合いをして決定してください。

- ※1. データ数は、平成30年1月から同年12月に有効であった契約をカウントしたものです。
- ※2. 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、粳1kg186円、玄米1kg212円に換算しています。
(JA米・一般米の1~2等米合計の平均価格を標準にしています。)
- ※3. 小作料金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

ご不明な点やご質問がございましたら、お気軽に農業委員会までお電話ください。